



国県補助事業の状況及び経過について

永島 守 議員

問 本市は平たんでも最も安全な地域と言われるが、予期せぬ災害は住民生活に強い不安を与えており、集中豪雨の内水処理対策は急務である。長年にわたり、花宗川、新橋川への強制排水ポンプの設置を求め要望活動を重ねてきたが、改めて、その現況と経過を伺いたい。

答 花宗川分流やポンプ能力等に対する意見があったことは承知しています。現在、河川整備計画を策定中ですが、近年の豪雨災害等を受け、原案作成に時間を要しており、策定や公表時期、改修事業の着手時期等は未定です。市議会の調査特別委員会や有志議員で結成された国県事業対策推進協議会とも連携し、政府与党や地元選出国会議員へ排水ポンプ設置の要望活動を展開してきました。花宗川改修期成会では県議会議員の支援を得ながら河川管理者である県や

国土交通省等の関係機関に対し、継続的に要望活動を行っています。**問** 甚大な災害が続く、復旧には長い期間と莫大な費用を要するが、国県の上級諸官庁をはじめ、国県の議員は、どの程度理解されているのか、要望活動による成果は。

答 新橋水門の排水ポンプ設置計画はありますが、花宗水門の排水ポンプ設置は新田入江や小保地区の防潮堤整備を優先し、花宗川改修の進捗状況等を踏まえ検討したいとの国の見解から、高潮対策事業が進められ、現在、大野島地区での堤防整備が行われています。

締 大川の駅が大野島に計画されていることもあり、私はできる限り発言を控えてきましたが、市外県外より期待と大きな支援の声を聞かせていただいています。有明海沿岸地域浮揚のためにも期待に応えていただくようお願いしたい。



大川市文化財保護条例について

内藤 栄治 議員

問 大川市文化財保護条例は有形文化財が主体の一昔前の条例ではないか。国の文化財保護法には「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」とある。地域の文化財は次世代へ継承すべきもので、地域の人々の心のよりどころとして保存を図る必要がある。福岡県文化財保護大綱は文化財の調査研究・保存・活用の3つの核となる重要な取組を掲げ、地域の文化財保護の充実を図るため、令和3年3月15日に県教育長名で策定されている。本市の文化財行政をより良くするために条例改正の考えは。

答 市文化財保護条例は、昭和62年4月に制定されました。平成30年に文化財保護法が改正され、地域社会全体で、多様な文化財を次世代へ確実に継承する取組を促進していくこととなりました。県文

化財保護大綱を踏まえ、市町村で文化財保存活用地域計画を作成する際は、景観保全・地域振興・観光など文化財保護と関連の深い部署と連携した取組が必要だと考えており、本市も地域計画を作成し、条例の改正に向けて検討します。

問 復曲された能「風浪」は、大川市の無形文化財に該当するか。

答 保存団体など、まだ分かっていない部分が多いので、まずは担当課で調査させていただきます。

問 木工に関する文化財はどうなっているか。

答 木工の歴史が分かるような道具等の保存を今後検討します。

問 旧吉原家住宅でお茶会を行う際、風炉の炭は使用できるか。

答 固形燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合、木炭の使用量が1日につき15キログラム以下であれば認められます。



大川市都市計画の見直しと用途地域の変更は

馬淵 清博 議員

問 昭和29年4月の町村合併から現在に至るまでの大川市都市計画の概要、用途地域の指定及び経緯を伺いたい。

答 本市の都市計画は、昭和30年に都市計画道路15路線を決定し、その後、順次必要に応じて都市公園や都市下水路などの都市施設を都市計画決定しています。用途地域は、将来の産業構造や市街地の現況及び動向を勘案し、合理的な土地利用を図り、秩序ある環境を整えるため、昭和48年に当初の指定を行っています。住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の5種類の用途地域を指定するとともに、準工業地域内に特別工業地区として建物面積や工場に設置する原動機の規模を上乗せする特別工業地区条例を制定しています。平成4年の都市計画法改正により、住居地域を第一

種住居地域と第二種住居地域に細分化し、市全体で6種類の用途地域として現在に至っています。

問 用途地域の指定から40年以上経過しているが、当時に比べ、人口・商業・工業・住宅も随分と変化している。見直し等が必要では。

答 準工業地域は、社会経済情勢の変化や家具関連産業の施設移転等も多く見受けられ、住宅地への土地利用の変換が進んでいる地区もあります。住宅や工場等の建物用途や規模などの現状について、実態調査等の検証が必要であり、その結果を見ながら、今後、用途の規制を検討する必要があると考ええます。商業地域も適切な土地利用が図られるように実態調査等を行い、規制について検討したいと思います。住居地域は、土地利用を促したいので、あまり規制を広げていく考えはありません。



学校教育について

遠藤 博昭 議員

問 新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖や学校休校に関する大川市の判断基準はあるのか。

答 学校において感染者が発生した場合の学級閉鎖や学年閉鎖、臨時休校の大川市独自の判断基準はなく、文部科学省から示されたガイドラインに沿った対応を行っています。具体的には、学級閉鎖については4つのケースがあり、1つ目は、同一の学級において複数の児童・生徒などの感染が判明した場合、2つ目は、感染が確認された者が1名であっても周囲に未診断の風邪などの症状を有する者が複数いる場合、3つ目は、1名の感染者が判明し複数の濃厚接触者が存在する場合、4つ目は、学校設置者が必要と判断した場合です。また、学年閉鎖については、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校の臨時休校に

ついては、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合です。

問 全国学力テストにおける大川市内の小中学校の成績は。

答 小学校は、算数・国語ともに全国平均を上回っており、中学校は、数学・国語ともに全国平均を下回っています。

問 その内容の分析は。

答 中学校に関して、国語は読むことが特に低い傾向にあります。数学は図形領域が大きく下回っており、問題形式では記述式も大きく下回っています。小学校に関して、国語は書く領域はとも高いが、読むことは全国平均とほぼ変わらず、構造的に読むことがしづかりできていないと中学校につなげられません。算数は領域別では同程度か、かなり上回っており、記述式が高い傾向にあります。